

ものづくり革新総合支援事業

～付加価値額の向上を図る事業者の革新的な取組を総合的に支援～



1. 事業の目的

- ・競争力の強化と付加価値の創出につながる取組をハードとソフトの両面から支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・付加価値額の向上に資するような、次に掲げるいずれかの取組を支援します。
 - ① 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓（設備の導入を伴って行う新商品の開発・生産が対象です）
 - ② 新たな生産方式の導入
 - ③ 改善指導等に基づく生産性の改善

4. 補助対象経費

- ・機械器具・システムの導入、新商品試作に係る原材料の調達
- ・研修の受講、資格等の取得、専門家の活用
- ・生産性向上を目的とした建屋の小規模改修等に係る経費



1. 事業の目的

- ・競争力の強化と付加価値の創出につながる取組をハードとソフトの両面から支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・付加価値額の向上に資するような、次に掲げるいずれかの取組を支援します。
 - ① 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓（設備の導入を伴って行う新商品の開発・生産が対象です）
 - ② 新たな生産方式の導入
 - ③ 改善指導等に基づく生産性の改善

4. 補助対象経費

- ・機械器具・システムの導入、新商品試作に係る原材料の調達
- ・研修の受講、資格等の取得、専門家の活用
- ・生産性向上を目的とした建屋の小規模改修等に係る経費



1. 事業の目的

- ・競争力の強化と付加価値の創出につながる取組をハードとソフトの両面から支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・付加価値額の向上に資するような、次に掲げるいずれかの取組を支援します。
 - ① 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓（設備の導入を伴って行う新商品の開発・生産が対象です）
 - ② 新たな生産方式の導入
 - ③ 改善指導等に基づく生産性の改善

4. 補助対象経費

- ・機械器具・システムの導入、新商品試作に係る原材料の調達
- ・研修の受講、資格等の取得、専門家の活用
- ・生産性向上を目的とした建屋の小規模改修等に係る経費



1. 事業の目的

- ・競争力の強化と付加価値の創出につながる取組をハードとソフトの両面から支援します。

2. 補助対象者

- ・県内に主たる事業拠点と1年以上の事業実績を有する、製造業に取組む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

- ・付加価値額の向上に資するような、次に掲げるいずれかの取組を支援します。
 - ① 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓（設備の導入を伴って行う新商品の開発・生産が対象です）
 - ② 新たな生産方式の導入
 - ③ 改善指導等に基づく生産性の改善

4. 補助対象経費

- ・機械器具・システムの導入、新商品試作に係る原材料の調達
- ・研修の受講、資格等の取得、専門家の活用
- ・生産性向上を目的とした建屋の小規模改修等に係る経費



5. 補助要件

- 補助率 1 / 3 以内
- 限度額 3 0 0 万円

※知事等から承認を得た経営革新計画等に基づく取組の場合、補助限度額に 5 0 0 万円が加算され、最大で 8 0 0 万円まで補助します。

6. 募集期間

- 7 月中旬頃～ 8 月中旬頃募集予定

7. 申請要件

- 次の目標を設定した 3 ～ 5 年の事業計画を策定してください。
 - ① 付加価値額が年率平均 3 % 以上向上すること
 - ② 1 人あたりの給与支給総額または給与支給総額が年率平均 2 % 以上向上すること
- 金融機関や商工団体等を支援機関として、事業実施にあたり協力を得てください。



5. 補助要件

- 補助率 1 / 3 以内
- 限度額 3 0 0 万円

※知事等から承認を得た経営革新計画等に基づく取組の場合、補助限度額に 5 0 0 万円が加算され、最大で 8 0 0 万円まで補助します。

6. 募集期間

- 7 月中旬頃～ 8 月中旬頃募集予定

7. 申請要件

- 次の目標を設定した 3 ～ 5 年の事業計画を策定してください。
 - ① 付加価値額が年率平均 3 % 以上向上すること
 - ② 1 人あたりの給与支給総額または給与支給総額が年率平均 2 % 以上向上すること
- 金融機関や商工団体等を支援機関として、事業実施にあたり協力を得てください。



5. 補助要件

- 補助率 1 / 3 以内
- 限度額 3 0 0 万円

※知事等から承認を得た経営革新計画等に基づく取組の場合、補助限度額に 5 0 0 万円が加算され、最大で 8 0 0 万円まで補助します。

6. 募集期間

- 7 月中旬頃～ 8 月中旬頃募集予定

7. 申請要件

- 次の目標を設定した 3 ～ 5 年の事業計画を策定してください。
 - ① 付加価値額が年率平均 3 % 以上向上すること
 - ② 1 人あたりの給与支給総額または給与支給総額が年率平均 2 % 以上向上すること
- 金融機関や商工団体等を支援機関として、事業実施にあたり協力を得てください。



8. その他留意事項

- ・採択申請にあたっては、事前相談を必須としています。
- ・一定の要件に該当する場合は、審査会において加点を行います。

<加点例>

- 女性活躍推進法又は次世代育成新対策推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、県等に届け出ている（1点）
- 秋田県SDGsパートナーとして登録を受けている（1点）

9. ホームページ

- ・ <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63563>

10. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL：018-860-2231 FAX：018-860-3887

E-Mail：monokaku-1@mail2.pref.akita.jp



8. その他留意事項

- ・採択申請にあたっては、事前相談を必須としています。
- ・一定の要件に該当する場合は、審査会において加点を行います。

<加点例>

- 女性活躍推進法又は次世代育成新対策推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、県等に届け出ている（1点）
- 秋田県SDGsパートナーとして登録を受けている（1点）

9. ホームページ

- ・ <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/63563>

10. 問い合わせ・申し込み先

秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL：018-860-2231 FAX：018-860-3887

E-Mail：monokaku-1@mail2.pref.akita.jp

